

子どもからの
SOS
受け止めて!!

児童虐待
防止のための
早期発見
マニュアル

児童虐待は、子どもの命に関わる 深刻な社会問題です

子どもたちは、家族や地域から温かく見守られ健やかに成長していくことが約束されているはずですが、しかし現実には、保護者から虐待を受け、心身に大きな傷を負った子どもたちがたくさんいます。また、保護者自身も家族の孤立や育児不安など子育てに悪戦苦闘しています。

CASE.1 近隣からの通告

近隣から泣き声通報があったケース。父の罵声と子どもの泣き声が聞こえ、民生・児童委員からも情報の提供があった。

子ども家庭支援センターが家庭を訪問し、子どもの安全を確認するとともに保護者と話し合い、学校に見守りを依頼した。

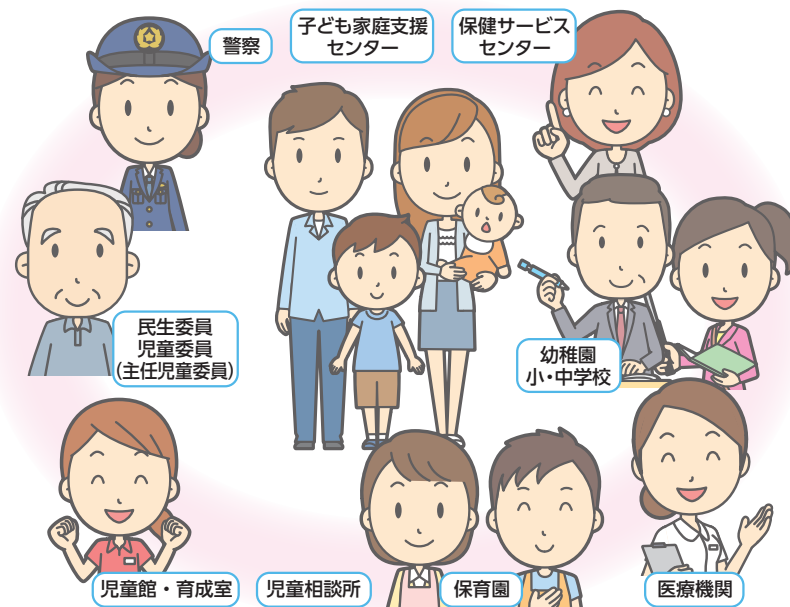


CASE.2 関係機関からの通告

ひとり親家庭で、保護者が病气。生活リズムが整わず、子どもが保育園に来ないと園から連絡があった。

子どもの頭髮が臭うなど、ネグレクトが疑われ、児童相談所、保健サービスセンターと子ども家庭支援センターが連携し、保護者と話し合った結果、児童相談所が子どもを一時保護した。

子ども家庭支援のネットワーク —要保護児童対策地域協議会—



要保護児童対策地域協議会とは？

児童虐待の被害を受けている子どもや支援が必要な妊婦について、地域の関係機関が必要な情報を共有し連携して、早期発見や適切な支援を図るためのネットワークです。子ども家庭支援センターが事務局の役割を担っています。

その他の関係機関

- 教育センター
- 社会福祉協議会
- 区役所関係部署
- 少年センター
- 弁護士
- 人権擁護委員 など

児童虐待ってどんなこと？

養育とかけ離れた不適切な関わりすべてが虐待です。

身体的虐待

- 殴る、蹴る、叩く等の暴力行為
- やけどを負わせる
- 乳児を激しく揺さぶる等の行為をする
- 戸外に締め出す など



性的虐待

- わいせつな行為、性行為を強要する
- 性器を触る、触らせる
- 性器や性交をみせる
- ポルノビデオを見せる、被写体にする など



ネグレクト(養育の放棄)

- 必要な衣食住の世話をしない
- 家に閉じ込める(学校に登校させない等)
- 病気になっても病院に連れていかない等(医療ネグレクト)
- 子どもを家や車中に長時間放置する
- 同居人の虐待を放置する など



心理的虐待

- 暴力的な言葉、差別的な言葉を使う
- 無視する、拒否する
- きょうだい間で差別的な扱いをする
- 子どもの目の前で他の家族に暴言、暴力、無視する等(面前DV) など



虐待の芽を知らせる SOSのサインに気づいてください

ひとつでもあればサインです

子どもの場合

- ☐ 子どもの不自然な泣き声、悲鳴、叩く音などが聞こえる
- ☐ 不自然なあざや傷がある
- ☐ 態度がオドオドしている
- ☐ 衣服や身体がいつも汚れている
- ☐ いつもお腹を空かせている
- ☐ 不自然な時間に歩いている
- ☐ 家に帰りがたがらない
- ☐ 年齢にそぐわない性的な言葉や行為がみられる



保護者の場合

- ☐ 子どもの年齢に不相应な厳しいしつけをする
- ☐ 育児に関して不満や言い訳が多い
- ☐ 子どもが泣いていても放置している
- ☐ 夜間など子どもを放置してよく外出している
- ☐ 夫婦喧嘩が多い
- ☐ 家の周りが汚れていたり、ゴミが散らかっていたりする
- ☐ 保護者が子どもの養育に関して拒否的／無感心



虐待かなと気づいたら、子ども家庭 支援センターに相談してください!

発見・連絡のポイント

- 発見した(気づいた)日時
- 児童・保護者について
(分かっているならば、氏名、年齢、住所など)
- 虐待のおそれがあると思った状況
(誰が、いつ、どのようなことをしているのかなど)
- 相談・連絡者の情報
(可能であれば氏名、住所、連絡先など)

迷ったときも
相談してください



Q 「しつけ」と「虐待」の違いは何ですか?

A 子ども自身が心身に苦痛を感じるような行為であれば、それは「虐待」と判断されます。子どもの立場や心身への影響を最優先に考えることが大切です。「しつけ」なのか「虐待」なのか判断が難しいときは、子ども家庭支援センターに相談してください。

Q 誰が相談したのか本人に知られることはないのですか?

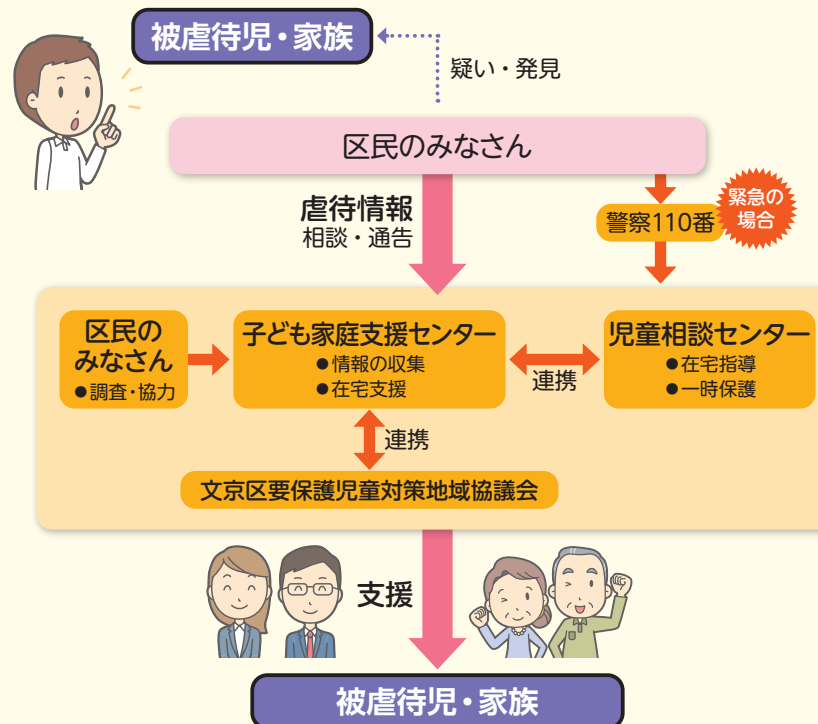
A 誰が相談(通告)したのか特定されてしまうような情報を、漏らすことはありません。
しかし、公的機関からの連絡の場合には、本人に知らせた方が良い支援ができる場合もあります。この場合の対応については、公的機関と子ども家庭支援センターおよび児童相談所でひとつひとつ相談して決めていきます。



Q 「虐待ではない」と判断された場合、相談(通告)した人は「名誉毀損」になりますか?

A 「虐待の疑い」を連絡しただけなので、結果的に「虐待ではない」と判断されても、「名誉毀損」の罪に問われることはありません。

児童虐待、発見から支援までの流れ



あなたの発見が子どもを虐待から守ります！
「おかしいな」と思ったら
迷わず相談・連絡してください



虐待に気づいたり、疑いをもったら

情報提供(通告)

子ども家庭支援センター

03-5803-1109

(相談専用)

月～金 9:00～17:00
(土日祝日、年末年始を除く)

児童相談センター

03-5937-2314

平日 8:30～17:45

[夜間・休日緊急連絡]

(平日夜間(17:45～8:30)、
土日祝日、年末年始)

03-5937-2330

緊急時!
夜間・休日

児童相談所 虐待対応ダイヤル

いち はや く

189 (24時間対応)

お近くの児童相談所につながります。

※一部のIP電話からはつながりません。

警察

☎ 110番通報

子育ての不安や悩みの相談

一般相談 ☎ 03(5803)1109

- 月～金曜 午前9時～午後5時(祝日・年末年始・臨時休館日を除く)
- 電話または来所(来所の場合は事前に電話でご予約ください)

一般相談後に、相談内容に応じて、
心理士、小児科医、弁護士等の相談もご利用いただけます。